

## 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会表彰規程事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会表彰規程（以下「規程」という。）の規定による表彰の実施については、別に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

### (対象者)

第2条 規程第2条第1項の規定により感謝状を交付して行う表彰のうち、次に左欄に該当する表彰は、当該右欄に掲げるものについて行うものとする。

第2条第1項第1号	(1) 心配ごと相談員、結婚相談員、社協各種委員として8年以上従事し、優れた功績があったもの (2) 社会福祉協議会の各地区支部長として6年以上従事し、社会福祉活動の振興に功績があったもの (3) ボランティア団体又はグループとして、おおむね8年以上にわたり社会福祉活動に優れた功績があったもの
第2条第1項第2号	個人及び団体等にあつては10万円を目途とする

(1) 規程第2条第1項の規定により感謝状の交付を受けたもので、千曲市表彰規則（平成15年千曲市規則第3号）に該当すると認められる場合は、表彰候補として推薦するものとする。

(2) 規程第2条第1項第2号の寄付は1回に寄付する額とする。

### (従事者等年数の計算)

第3条 第2条に規定する従事等年数の計算については、毎年4月1日現在とし、次の各号により計算するものとする。

(1) 就任の日から換算し、1月に満たないものは1月とする。

(2) 在職年数は、同一職において中断しても、その前後の期間は通算する。

### (職員の表彰等)

第4条 就業規則の規定による表彰は、次に該当する者について行う。

(1) 常勤職員として15年以上勤務した者には表彰状を交付する。

(2) 常勤職員として10年以上勤務して退職する者には感謝状を交付する。

(3) 嘱託職員、臨時職員として10年以上継続して社会保険の適用を受けていた者が退職するときには感謝状を交付する。

(4) 第2号及び前号に関わる職員については期間の合算ができるものとする。

(遺族の順位)

第5条 規程第5条による遺族は、次の順位によるものとし、配偶者以外の遺族の順位は、被表彰者と生計を共にしていた者、年長者の順とし、親等が異なっている者の間では、被表彰者に最も近い親族に属するもので年長の者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 1親等の直系卑属
- (3) 1親等の直系尊属
- (4) その他の親族

(推薦書)

第6条 規程により表彰を受けるべき者であると認められるときは、別に定める推薦書(別記様式)及び必要な資料を作成し、会長に内申するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月14日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。